

仕 様 書

1 件名

元京都市立細野小学校 窓ガラス修繕

2 履行場所

京都市右京区京北細野町東ノ垣内30

※ガラス修繕箇所の詳細は別紙のとおり。

3 履行期限

契約の日の翌日から令和8年10月16日（金）までの間で、詳細日程は協議により決定するものとする。

4 担当

京都市教育委員会事務局 教育環境整備室（玉岡、里井）

5 留意事項等

- ・見積提出を希望する場合は必ず現地で修繕する現場を確認すること。
なお、現地確認にあたっては、担当者との日程調整のうえ実施すること。
- ・現地調査等の見積書作成のためにかかる費用は、業者で負担すること。
- ・見積もりには部品調達、運搬、施工、動作確認、その他修繕に必要な事項を含み、これに係る費用を含むこと。
- ・修繕の作業時は、担当者の指示に従い行うこと。
- ・学校敷地内を車両で通行する際は最徐行の上、事故が無いよう細心の注意を払うこと。
- ・梱包材や修繕により生じた廃棄物等は、契約業者が処分すること。

6 修繕内容

次の修繕を実施すること。

No.	摘要(修繕概要等)	規格	数量	単位	備考
1	校舎2階便所前廊下 窓ガラス修繕	すりガラス 縦 705mm×横 720mm 既設同等品以上	1	枚	既存ガラス撤去処分含む
2	校舎1階玄関横 編み入りガラス	編み入りガラス 縦 800mm×横 990mm 既設同等品以上	1	枚	既存ガラス撤去処分含む
3	校舎2階家庭科室 透明ガラス	透明ガラス 縦 1135ミリ×横 660mm 既設同等品以上	1	枚	既存ガラス撤去処分含む

工法・品質等

- ・破損したガラスを撤去し、新規ガラスへ交換する。
- ・ガラス押縁、パッキン等は必要に応じて復旧すること。
- ・交換後、窓等の開閉確認を行うこと。